

健康保険の料率は皆様の取組みで変わります ー インセンティブ制度のご案内 ー

全国健康保険協会（協会けんぽ）茨城支部

※「健康経営®」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

1. 保険料率の「インセンティブ制度」の導入

全国健康保険協会（以下、「協会けんぽ」）の健康保険料率は、都道府県ごとの医療費等に応じて設定されています。そのため加入者の皆さまが健康になり、医療費が安くなることで保険料も安くなりますが、2018年度からはさらに、加入者および事業主の皆さまの健康づくりの取り組み状況を保険料に反映させる「インセンティブ制度」を導入しています。

2. 制度の概要

インセンティブ制度は、協会けんぽ全支部に0.01%上乗せした保険料を財源とします。健診や保健指導の実施率、ジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標に基づき全支部をランキングし、上位15支部に該当した支部については、それぞれの得点数に応じた報奨金によって段階的に保険料率を引下げるものです。

これにより、加入者と事業主の意識変化を促し、健康度の向上を図り、将来の医療費の適正化に資することを目的としています。なお、当年度の評価は翌々年度の保険料率に反映されます。

3. 評価指標

評価指標は以下の5つで、被保険者と被扶養者が対象となります。詳細は次項を参照ください。

- ①健診の受診率
- ②特定保健指導の実施率
- ③特定保健指導対象者の減少率
- ④要治療者の医療機関受診率
- ⑤後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合

4. 協会けんぽ茨城支部の現状

各評価指標の茨城支部の実績値と全国順位、総合順位（2024年度）を表1に示します。表2は各指標の全国1位の実績値と支部名（同年度）です。茨城支部では健診の実施率と特定保健指導の

実施率で全国1位支部と20%以上の開きがあります。茨城支部の総合順位は44位で、下から4番目です。表3は茨城支部加入者の生活習慣病リスク（同年度）で、こちらからも健康づくりに関する意識の改善が必要なが分かります。

まずは健診を受けること、そして問題が発見されたら指導や治療を受けることが大切です。そうすれば健康度の向上が図れるとともに、インセンティブ獲得（保険料率の引下げ）にもつながります。

表1.インセンティブ制度における茨城支部の評価（2024年度）

指標	実績値	全国順位
①健診の実施率	58.4%	25 位
②特定保健指導の実施率	16.7%	38 位
③特定保健指導対象者の減少率	32.4%	42 位
④要治療者の医療機関受診率	32.2%	42 位
⑤後発医薬品の使用割合	86.8%	22 位
総合順位		44 位

表2.各指標1位の実績値と支部、総合1位支部（2024年度）

指標	実績値	支部名
①健診の実施率	79.2%	山形
②特定保健指導の実施率	39.5%	島根
③特定保健指導対象者の減少率	35.5%	新潟
④要治療者の医療機関受診率	38.9%	岡山
⑤後発医薬品の使用割合	92.4%	沖縄
総合 1 位		新潟

表3.茨城支部加入者の健康リスク（2024年度）

健康リスク	男性	女性
メタボリック シンドロームリスク	ワースト 6 位	ワースト 8 位
腹囲リスク	ワースト 6 位	ワースト 11 位
血圧リスク	ワースト 4 位	ワースト 12 位
代謝リスク	ワースト 11 位	ワースト 6 位
脂質リスク	ワースト 11 位	ワースト 9 位
喫煙率	ワースト 13 位	ワースト 9 位



インセンティブ制度の評価指標を改善すると、会社の健康度が向上します。

指標 1

<健診の受診率>

(使用データ: 4月から3月の40歳以上の受診者数)

被保険者 生活習慣病予防健診または人間ドックを受診しましょう。

被扶養者 特定健康診査を受診しましょう。

事業主 従業員とご家族へ積極的な受診を働きかけてください。

※労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所は、協会けんぽ加入者(40歳以上)の当該結果を協会けんぽに提供してください。



指標 2

<特定保健指導の実施率>

(使用データ: 4月から3月の特定保健指導最終評価終了者数)

**被保険者
被扶養者** 健診で生活習慣の改善が必要と判断されたら必ず特定保健指導を受けましょう。

事業主 生活習慣を改善しないまま放置していると重大な病気になる恐れがありますので、積極的な利用を働きかけてください。



指標 3

<特定保健指導対象者の減少率>

(使用データ: 前年度特定保健指導該当者であって4月から3月に健診を受けた方のうち、その結果が特定保健指導非該当となった方の数)

**被保険者
被扶養者** 特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診しましょう。

事業主 健康意識の向上や運動習慣化の促進などに取り組んでください。



指標 4

<要治療者の医療機関受診率>

(使用データ: 前年10月から当年9月に健診を受けた結果、受診勧奨基準において速やかに受診を要する方のうち、健診受診後から受診勧奨送付後3か月以内に医療機関を受診した方の数)

**被保険者
被扶養者** 健診の結果、血圧・血糖・脂質の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、必ず医療機関を受診しましょう。

事業主 要治療者や再検査に該当した方の早期受診を促してください。



指標 5

<後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合>

(使用データ: 4月から3月の年度平均値)

**被保険者
被扶養者** 2024年10月から、ジェネリック医薬品がある一部の先発医薬品の処方希望する場合、通常の自己負担分に加えて「特別の料金」の支払が必要となる仕組みが導入されています。自己負担の軽減や健康保険財政の改善のためにも、積極的にジェネリック医薬品を選択しましょう。

